

規則

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十号

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則(昭和五十三年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」を「第二条第一項第三号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 果樹だな(防鳥網施設及び多目的防災網施設を含む。)及び茶樹の被覆だな
第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第二項中「第四条第八号」を「第四条第九号」に改め、同条を第三条とし、
第一条の次に次の一条を加える。

(特別災害の指定基準)

第二条 条例第三条第一項第五号の規則で定める額は、二千万円とする。

別表第一中「(第二条関係)」を「(第三条関係)」に改め、同表病害虫の防除用農薬購入費補助の項中「第五条第一項」を「第二条第一項」に、「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「同じ。」の下に「又は損失率(果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額に占める割合をいう。以下同じ。)」を加え、同表樹勢又は草勢の回復用肥料購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「被害率」の下に「又は損失率」を加え、同表代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、同表蚕種の購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「以上」の下に「又は損失率百分の三十以上」を加え、同表苗木の購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に、「果樹のほ場」を「果樹、茶樹、桑樹等の永年作物のほ場又は損失率百分の三十以上のほ場」に、「市町村」を「市町村が」に改め、同表樹勢の更新費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「以上」の下に「又は損失率百分の三十以上」を加え、「中刈り若しくは台刈り」を「中切り又は台切り」に改め、同表種苗又は桑葉の輸送費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「桑樹のほ場」の下に「又は損失率百分の三十以上の桑樹のほ場」を加え、「種苗若しくは」を「種苗又は」に改め、同表に次の一項を加える。

<p>指定農業用生産施設の撤去作業費補助</p>	<p>補助対象農業者が被害時における価額の百分の三十以上の損失を受けた指定農業用生産施設の撤去作業に要する経費に対し、市町村が、当該経費の十分の十に相当する額又は知事が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該指定農業用生産施設の設置面積を乗じて得た額のいずれか低い額を補助するのに要する経費</p>	<p>当該補助に要する経費の二分の一以内</p>
--------------------------	--	--------------------------

別表第二中「(第二条関係)」を「(第三条関係)」に改める。

別記様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の規定は、同日以後に発生した災害で特別災害に指定されたものについて適用する。